

# 山ノ内中学校いじめ防止基本方針

山ノ内町立山ノ内中学校

# 1 山ノ内中学校いじめ防止基本方針について

## (1) 目的

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

山ノ内町立山ノ内中学校は、学校や家庭、地域が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むため、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)第13条の規定に基づいて、いじめの防止やいじめの早期発見、いじめの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、「山ノ内中学校いじめ防止基本方針」を策定した。

## (2) 基本理念

いじめの防止等の対策は、いじめが全ての子どもに関わる問題であることから、子どもが安心して学習や活動に取り組むことができるように、学校の内外を問わずいじめがなくなることを目指して行うことが重要。

また、いじめの防止等の対策は、いじめがいじめられた子どもの心身に深刻な影響を及ぼし、取り返しのつかない状況も生み出す行為であることについて子どもが十分に理解できるように行うことが必要。

加えて、いじめの防止等の対策は、町、学校、家庭、地域住民だけでなく、国や県、その他の関係者、関係機関がいじめ問題の克服を目指し、連携して取り組むことが大切。

## (3) 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

いじめ防止等の対策のために、本校では以下の委員会を設置し、いじめの防止・早期発見・対処等、組織的な対応を行う。この委員会は、必要に応じて開催するものとする。

- ① 名称； 「いじめ・不登校対策委員会」
- ② 委員； ◎教頭、○生徒指導主事、校長、各学年主任、教務主任、養護教諭、不登校対策委員会主任、スクールカウンセラー、心の教室相談員、(PTA 正副会長、PTA 校外指導部員、PTA 各学年会長、子ども会育成連絡協議会長、民生児童委員会会長、主任児童委員、警察、校医)
- ③ 取組；
  - ・ 事実関係から、いじめの実態について分析をする。
  - ・ いじめの事実のあるなしに関わらず、訴えた生徒を支援する対応策を考える。
  - ・ 具体的な支援策や対応策を立て、担任一人に任せることなく、全教職員で対応できるよう詳細な役割分担を行う。
  - ・ 保護者への説明方法、説明内容等も具体的に検討(複数で対応、電話では済ませない)。

## (4) 情報の共有と同一歩調での指導に向けて

毎回の職員会議や職員朝会の折に、全教職員で配慮を要する生徒について、現状や指導について情報交換し共通理解を図る。また、学年会では、毎回様々な生徒の様子について話題にし、複数の目で生徒の様子の変化に目を配っていく。

## 2 本校のいじめの実態と課題について

### (1) 本校の実態

- ・ ここ数年間で見ると減少傾向にあり、昨年度は認知件数が2件である。  
しかし、いじめには至らなかったが、相手の気持ちを考えない言動や、携帯電話やパソコンを使い、ネット上に不適切な書き込みを行う行為は見られる。

### (2) 本校の課題

- ・ 減少傾向ではあるが、冷やかしやからかい、悪口、陰口等、言葉によるものについては、日常生活で見落とさないように注意をしなければならない。また、携帯電話やパソコンの扱いについては、保護者を含めて、ネットモラルに関する指導啓発を確実に行う必要がある。

## 3 いじめ問題への対応について

### (1) いじめの防止のための取り組み

「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体につくるとともに、「自分の大切さとともに、他人の大切さを認める」態度を育てるよう努める。

- ・ 道徳教育や人権教育を充実させたり、読書活動・体験活動等、幅広く体験的に学ぶ機会を設けたりすることで、子どもの社会性を育み、いじめをしない、させない、許さない態度の育成に努める。
- ・ 一人ひとりを大切にしたい分かりやすい授業づくりに努め、一人ひとりが活躍できる集団づくりを進める。
- ・ 生徒がいじめの問題について学び、生徒自らがいじめの防止を訴えるような取り組み(生徒会によるいじめ撲滅の宣言や相談箱の設置など)を推進する。
- ・ いじめにつながりやすい感情を押さえるために、学校の教育活動全体を通して、自己有用感や自己肯定感を高められるよう努める。
- ・ いじめの内容や指導上の留意点などについて、平素から教職員全員で共通理解を図り、未然防止に取り組む。
- ・ いじめ問題に関する年間指導計画を作成し、いじめの未然防止のための定期的なアンケートや教職員研修を実施するとともに、随時、計画の見直しを図り、よりよい取り組みとなるよう改善に努める。

### (2) いじめの早期発見のための取り組み

- ・ 休み時間や放課後の生徒の様子、日記等での生徒との日常のやりとり、個人面談や家庭訪問等を通して、アンテナを高く生徒たちを見守る。
- ・ ささいないじめに関する情報であっても学校の教職員全体で共有し、解消に向け、迅速に取り組む。
- ・ 定期的なアンケート調査や教育相談を実施し、いじめの実態把握に努め、生徒が日ごろからいじめを訴えやすい雰囲気づくりに努める。
- ・ 生徒や保護者、教職員が気軽に相談できるよう体制を整備し、保健室や相談室等の窓口について広く周知するよう努める。

### (3) いじめが起きたときの対応

いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。

生徒や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、ささいな兆候であっても、丁寧に対応し、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。

いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、校内の「いじめ・不登校対策委員会」で直ちに情報を共有し、組織的に対応する。

- ・ 速やかにいじめの事実の有無の確認をし、結果は、町教育委員会に報告し、いじめられた生徒といじめた生徒それぞれの保護者に連絡する。
- ・ 犯罪行為を伴うもの等、学校や町教育委員会で解決が困難な場合には、所轄警察署と相談をして対応する。
- ・ いじめられた生徒又はその保護者へは次のような支援を行う。
  - ア 徹底して守ることや秘密を守ることを伝え、複数の教職員で見守りを行うなどし、いじめられた生徒の安全を確保する。
  - イ 必要に応じ、いじめた生徒を別室で指導すること等で、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられるようにする。
  - ウ 状況に応じて心理や福祉等の専門家、教員経験者、警察官経験者等、外部専門家の協力を得て、取り組む。
- ・ いじめた生徒とその保護者へは次のように指導・助言を行う。
  - ア 複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員、警察官経験者等、外部専門家の協力を得て、いじめの行為をやめさせ、再発防止に努める。
  - イ 保護者の理解を得て、保護者と連携して対応を行えるよう協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
  - ウ いじめた生徒へは、いじめは生命や身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる指導を行う。
  - エ いじめの背景にも目を向け、いじめた生徒のプライバシーには十分に留意した対応を行う。
  - オ 警察と連携した指導については、教育的配慮に十分に留意し、いじめた生徒の健全な成長を促すことを目的に行う。

いじめが起きた集団の生徒に対しては、自分の問題としてとらえさせるとともに、その中で同調していた生徒に対しては、同調はいじめに加担することであることを理解させ、いじめを根絶しようとする態度を育てる。

- ・ 謝罪で解決したものとはせず、当事者同士や周りの生徒との関係が修復し、集団が望ましい状態を取り戻すまで指導を継続し、安定した状態になっても見守り続ける。
  - ・ ネット上の不適切な書き込み等については、可能な場合は直ちに削除するよう指導する。また、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を得て、プロバイダに対して速やかに削除を求める対応をとるよう指導する。
  - ・ ネット上の人権を侵害する情報に関する相談の受付等、関係機関の取り組みについて周知する。
  - ・ パスワード付きサイトやSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)、携帯電話のメールを利用したいじめの対策として、保護者と連携しながら、学校における情報モラル教育の充実に努める。
  - ・ いじめが一旦、解決したと思われる場合でも、十分な注意を払い、必要な支援を継続していく。

※ 参照「いじめの防止等のために基本的な方針」(平成 25 年 10 月 11 日 文部科学大臣決定 最終改定 平成 29 年 3 月 14 日)

## 4 重大事態への対応について

### (1) 重大事態とは

- ① 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（児童生徒が自殺を企図した場合等）
- ② 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（年間30日を目安として、一定期間連続して欠席しているような場合）
- ※ 「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し出があったとき」

### (2) 重大事態の対応についての留意事項

速やかに山ノ内町教育委員会に報告し、町教育委員会の支援のもと、管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、問題の解決にあたる。

学年又は学校の全ての保護者に説明するかどうかを判断し、当事者の同意を得た上で説明文書の配布や緊急保護者会の開催を行う。

事案によっては、マスコミの対応も考えられるので対応の窓口を明確にして適切な対応に努める。

※ 参照「自殺が起こったときの緊急対応の手引き」（平成23年3月 文部科学省）

※ 参照「いじめの重大事案の調査に関するガイドライン」（平成29年3月 文部科学省）